

第13回千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会
第13回天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会
第13回日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会
第13回鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会
第15回鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会
第12回鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会

議事概要

日時：令和6年6月5日（水）14：00～16：30

場所：鳥取県中部総合事務所1号館 2階講堂（Web会議併用）

（議事内容）

- （1） 規約改正（国土交通省・鳥取県）
- （2） 令和6年度の出水期の天候の見通しと情報の改善（鳥取地方气象台）
- （3） 令和5年度・令和6年度の減災に係る取組（国土交通省・鳥取県）
- （4） 二級水系流域プロジェクト（鳥取県・倉吉市）
- （5） 情報提供
 - ①大路川流域治水ビジョンについて（鳥取県）
 - ②令和5年台風7号による出水状況等について（国土交通省）
 - ③令和5年台風第7号を踏まえた佐治川流域安全確保に関するとりくみ（鳥取県）
- （6） 令和5年出水対応に係る意見交換（鳥取市・八頭町・三朝町）

1. 会議概要

第13回天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会は、第13回千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会、第13回日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会、第13回鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会、第15回鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会、第12回鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会と合同開催した。

本会議では、事務局から協議会の規約改正案に関する説明、令和5年度・令和6年度における各機関の減災に係る取組に関する報告を行った。さらに、令和5年台風第7号による出水で被害を受けた関係機関から被災状況やその課題を共有し、意見交換を行った。

2. 議事概要

（1）規約改正について

各協議会の構成機関での組織改編に伴って、構成員の役職変更等があったため、協議会の規約及び取組方針の改定を提案した。協議会に諮り、改定案に意見が無かったことから、改定案を本日付けで施行とする。

（2）令和6年度の出水期の天候の見通しと情報の改善

出水期における中国地方の気温・降水量の見通しについて説明した。

今年度から、線状降水帯が発生する可能性が高いとき、半日程度前に実施する呼びかけについて、これまでの地方単位から県単位に変更することを共有した。また、今後の線状

降水帯の予測精度向上に向けた取組について周知した。

(3) 令和5年度・令和6年度の減災に係る取組

令和5年度の主な取組状況及び令和6年度の主な取組予定として、事務局（鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、鳥取県）から以下の項目について説明した。

- ・減災にかかる取組2期目（国：令和2年から令和7年度、県：令和3年から令和8年度）
 - ・他機関連携型タイムラインの運用について説明
 - ・ソフト対策、ハード対策の実施について令和5年度、令和6年度取組内容について説明
 - ・既存ダムの洪水調節機能強化に向けて、事前放流により洪水調節可能容量を確保していくことについて確認を行った。
- 意見なし

(4) 二級水系流域プロジェクトについて

二級水系流域治水プロジェクトの取組について、事務局（鳥取県）から説明した。

- ・東部地区、中部地区、西部地区において各2エリアにおいて流域治水の取組を実施。
- ・中部地区においては各市町において分科会を実施した取組を紹介。
- ・各機関のうち市町の取組として倉吉市の取組を紹介

(5) 情報提供

①大路川流域治水ビジョンについて

令和6年3月に策定された大路川流域治水ビジョンの概要について説明した。

まちあるきツアーの開催など地元と連携した取り組みや雨水貯留タンク・田んぼダムの取組拡大に向けた取り組みについて説明した。

②令和5年台風7号による出水状況等について

鳥取河川国道事務所から氾濫危険水位を超過した千代川での出水状況や出水対応について説明した。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による河川水位の低減効果について説明した。

③令和5年台風第7号を踏まえた佐治川流域安全確保に関するとりくみ

鳥取県から護岸崩落等が発生した佐治川流域（佐治川ダム下流域）での被災状況について説明した。また、地元説明会を踏まえた出水対応の課題とその対応策について説明した。

(6) 令和5年出水対応に係る意見交換

鳥取市・八頭町・三朝町から、令和5年台風第7号出水による出水状況や被災状況、明らかとなった課題等について報告があった。

主な内容は以下のとおり。

- ・地区ごとの降雨状況を分析する余裕がなく、市全域に緊急安全確保を発令したことから住民に混乱をきたしたため、発令の範囲について課題が生じたこと。
- ・避難情報ツールがたよりにあるため、防災情報の統合をすすめていること。

- ・避難情報に対し、過去の浸水被害があった地区に避難情報を発令したがそれより上流で溢水があったことから、発令対象集落の見直しが必要となったこと。
- ・土砂災害警戒情報の発令にあわせ、避難所を開設したが、町の中心に河川があり水位上昇している橋を渡っての避難について危険であり、橋を渡れない状況時を想定した避難対応が課題。
- ・山間部の林道被害については、現地確認が困難であり、国や県の防災ヘリに同乗させてもらうことで、現地把握及び災害査定等において役だった。

(質問等について)

- ・住民避難の呼びかけについて、首長と防災担当者のどちらが対応したか。
緊急安全確保の発令によりどの程度の住民が避難したか。
⇒防災担当者が実施。強い口調で呼びかけたことにより、これまでより多くの住民が避難した。強い口調について、一部批判はあったが概ね肯定的な意見を受けた。

－以上－